

JRIS

鉄道車両用車掌弁

JRIS E 4306 : 2004

(JARI)

平成 16 年 9 月 9 日 制定

日本鉄道車輛工業会規格審査会 審議

社団法人 日本鉄道車輛工業会 発行

日本鉄道車輛工業会規格審査会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	田 中 眞 一	財団法人 研友社
(委員)	佐 伯 洋	国土交通省 鉄道局
	宮 本 昌 幸	明星大学
	高 原 英 明	明星大学
	古 関 隆 章	東京大学 大学院
	岡 本 勲	財団法人 鉄道総合技術研究所
	由 川 透	東日本旅客鉄道株式会社
	佐々木 誠 一	東京地下鉄株式会社
	沖 松 邦 正	日本車輛製造株式会社
	大 山 滝 夫	株式会社東芝
	岡 方 義 則	住友金属工業株式会社
(顧問)	溝 口 正 仁	社団法人 日本鉄道車輛工業会
(事務局)	井 口 雅 一	東京大学 名誉教授
	下 村 孝	社団法人 日本鉄道車輛工業会

日本鉄道車輛工業会 基準整備委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	佐 藤 芳 彦	東日本トランスポート株式会社
(顧問)	田 中 眞 一	財団法人 研友社
(委員)	佐 藤 公 一	川崎重工業株式会社
	山 口 隆	日本車輛製造株式会社
	河 口 清	近畿車輛株式会社
	杉 山 隆	東急車輛製造株式会社
	尾 藤 千 秋	新潟トランス株式会社
	溝 辺 康 雄	三菱重工業株式会社
	和 嶋 武 典	株式会社日立製作所
	大 西 利 之	株式会社東芝
	米 畑 讓	三菱電機株式会社
	尾 崎 覚	富士電機システムズ株式会社
	細 田 芳 男	東洋電機製造株式会社
	犬 塚 祥 一	住友金属工業株式会社
	柴 籐 忠 重	株式会社ナブコ
	新 井 衛	日本信号株式会社
	島 添 敏 之	株式会社京三製作所
(鉄車工委員)	溝 口 正 仁	社団法人 日本鉄道車輛工業会
	下 村 孝	社団法人 日本鉄道車輛工業会
	宗 像 政 美	社団法人 日本鉄道車輛工業会
	川 平 吉 郎	社団法人 日本鉄道車輛工業会

制 定 : 社団法人 日本鉄道車輛工業会 会長

掲 示 : 鉄道車両工業 ; 工業会のホームページ

発 行 者 : 社団法人 日本鉄道車輛工業会

(〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 1-2 NTT-TEL ; 03-3257-1901 NTT-FAX ; 03-3257-3200

URL ; <http://www.tetsushako.or.jp>)

審 査 : 日本鉄道車輛工業会規格審査会

作成委員会 : 当工業会基準整備委員会

この規格についての意見又は質問は、当工業会をお願いします。

なお、この規格は、原則として5年を経過する日までに確認、改正又は廃止されます。

まえがき

この規格は、**JIS E 4306-1988**が平成11年7月21日に廃止されたのに伴い、その技術的内容を継続して利用することができるように、“日本鉄道車輛工業会規格（以下、鉄車工規格という。）の制定に関する規程”の規定に則り“鉄車工規格審査会”の審議を経て、日本鉄道車輛工業会会長が制定したものである。

なお、解説の内容は、**JIS E 4306-1988**の内容を改正することなくそのまま再掲した。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。会長及び鉄車工規格審査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

JRIS “E シリーズ” 制定の背景

日本工業規格（**JIS**）は、従来、製品仕様を規定する規格及び性能を規定する規格とが含まれていた。近年、国際規格との整合化を考慮して、徐々に性能を規定する規格は残し、使用分野が限定されている製品仕様の規定は当該産業分野の団体規格へ移管するとの方針が出され、廃止される**JIS**が多くある。

廃止された**JIS**のうち、鉄道車両の分野で、今後も継続的に使用する可能性のある規格は、鉄車工規格として受け入れ制定・登録することとした。

この規格は、“E シリーズ”として区分し、その規格番号は、継続性を保てるように、前身の**JIS**番号を踏襲している。

JRISは、関係する技術分野に応じて四つに区分した体系で構成している。

この規格の“E シリーズ”のほかに、“D”，“R”，“J”シリーズがある。

日本鉄道車輛工業会規格

鉄道車両用車掌弁

JRIS E 4306 : 2004

Conductor's Valves for Railway Rolling Stock

1. 適用範囲 この規格は、鉄道車両用空気ブレーキ装置に用いる車掌弁（以下、車掌弁という。）について規定する。

規格概要のため以下は省略する。